

平成23年度市税納期限一覧表

納期限	税目	期別
8月1日(月)	軽自動車税	全期
8月31日(水)	固定資産税	1期
9月30日(金)	市・県民税	1期
	国保・介護・後期高齢	1期
10月31日(月)	固定資産税	2期
	国保・介護・後期高齢	2期
11月30日(水)	市・県民税	2期
	国保・介護・後期高齢	3期
12月26日(月)	固定資産税	3期
	国保・介護・後期高齢	4期
平成24年 1月31日(火)	市・県民税	3期
	国保・介護・後期高齢	5期
2月29日(水)	固定資産税	4期
	国保・介護・後期高齢	6期
3月30日(金)	市・県民税	4期
	国保・介護・後期高齢	7期

※税目の国保は国民健康保険税、介護は介護保険料、後期高齢は後期高齢者医療保険料を表しています。

- 無理なく確実に市税を納付できる納税組合に加入しましょう。納税組合員の人は、納税通知書を確認したら、すぐに納税組合長へ届けてください。
- 市税などの納付は、便利で確実な口座振替を利用しましょう。

市税に関する問い合わせ先

- 市役所本庁税務課
- ・市県民税について【☎内線154】
- ・国民健康保険税について【☎内線153】
- ・介護保険料・後期高齢者医療保険料について【☎内線170】
- ・固定資産税について【家屋・償却資産(☎内線155)土地(☎内線156)】
- ・法人市県民税について【☎内線151・170】

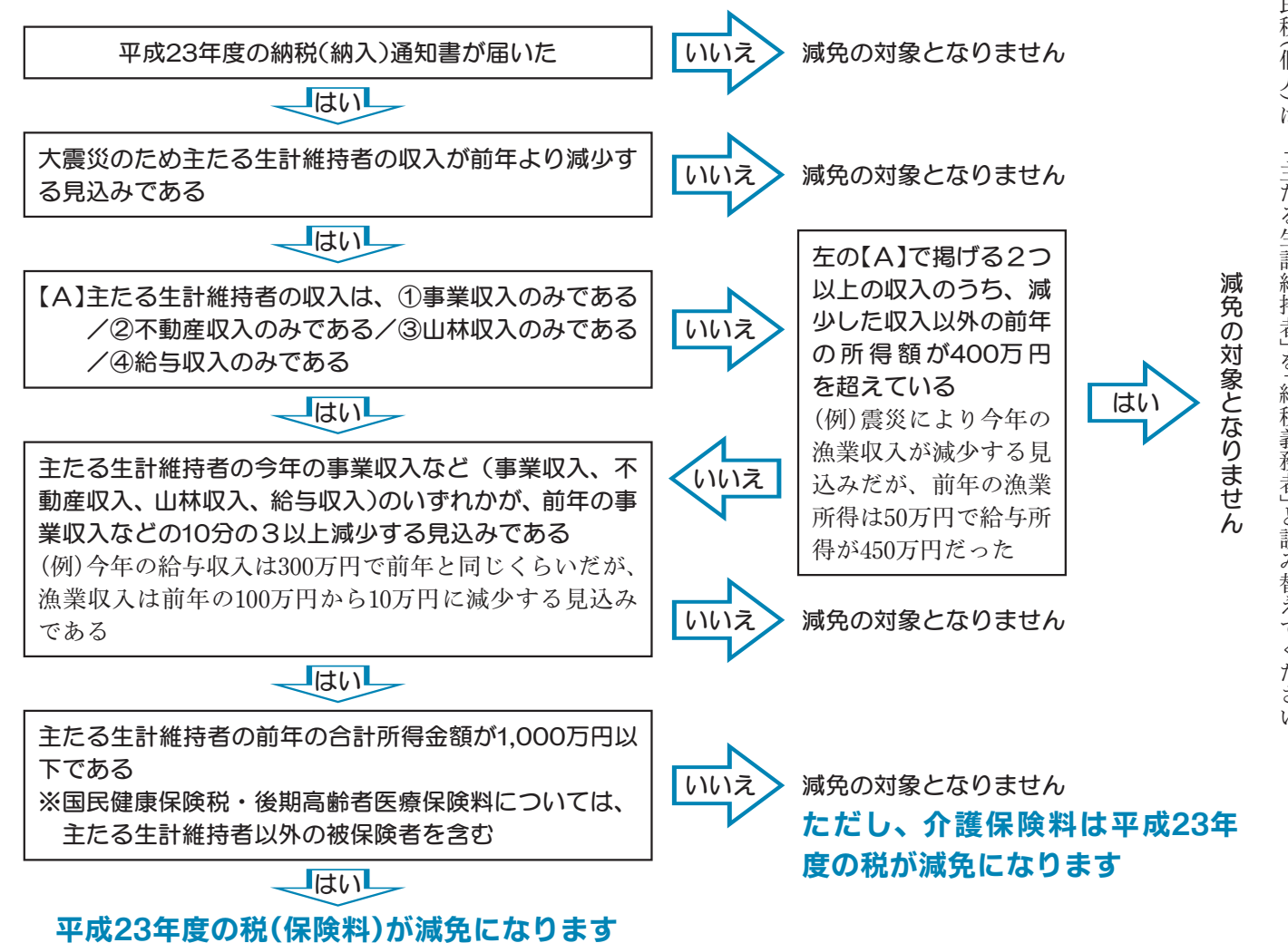
市税などの納付の猶予

震災により、納付が困難となった場合、申請により納付の猶予を受けられることがありますので、納税通知書が届いたら税務課収納係(6番窓口)までご相談ください。
※納期限の一時的な猶予のため、納税できる資財が整い次第、納税いただく必要があります。

震災以前に納めた市税など

金融機関が被災し、関係書類などが流失したために、震災当日または数日前までに納められた市税などが不明になっている事例があります。心あたりのある人は、納付した金融機関にお問い合わせください(領収書などをお持ちの方は、金融機関に持参してください)。

市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収入減少に係る減免の判定図



平成23年度の税(保険料)が減免になります

※市県民税(個人)は、「主たる生計維持者を「納税義務者」と読み替えてください。

減免の対象となりません

はい

《国民健康保険に加入している皆さんへ》
倒産・解雇や
雇止めなどにより離職した人の

国民健康保険税の軽減措置

東日本大震災の影響によるものを含め、倒産・解雇や雇止めなどにより離職した人は、申請により国民健康保険税が軽減されます。
なお、軽減を受けるためには申請が必要です。
▽対象Ⅱ 離職の翌日から翌年度末までの期間中で、次のどちらかに該当する人
①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などで離職した人)
②雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどにより離職した人)
※雇用保険受給資格者証の離職理由番号Ⅱ 11、12、21、22、31、32
▽軽減期間Ⅱ 離職の翌日から翌年度末までの期間
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※「特例受給資格者証」および「高齢受給資格者証」をお持ちの人は、この制度の軽減対象とはなりませんので、ご注意ください。
※制度の詳しい内容は、お問い合わせください。
▽問い合わせ先
・税務課諸税係 (☎内線170)
・国保年金課国保係 (☎内線144)

※国民健康保険に加入している間は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。
▽算定方法Ⅱ 国民健康保険税の軽減額は、前年の給与所得をその100分の30とみなして算定します。
▽持参するものⅡ 雇用保険受給資格者証、印鑑